

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 22 日 (金) 第 500 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (※) (建築課取扱い) 2

告 示

○指定納付受託者の指定 (2件) (青少年男女共同参画課取扱い) 2

(国際交流課取扱い) 2

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3

○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5

○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 6

○肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 6

○土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 6

○県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 6

○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 7

○県営土地改良事業の工事の完了 (5件) (農地整備課取扱い) 7

○基本測量の終了 (監理課取扱い) 8

○公共測量の終了 (6件) (監理課取扱い) 8

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 9

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス事業者の指定 (熊毛支庁取扱い) 9

公 告

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 9

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 10

人 事 委 員 会 公 告

○鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 11

企 業 管 理 規 程

○鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程 (※)

(工業用水課取扱い) 14

正 誤

○鹿児島県公報第400号の14 (令和 5 年 3 月 31 日付け) の一部訂正 (※)

(中小企業支援課取扱い) 14

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 5 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「若しくは第 136 条第 3 項」を「，第 136 条第 3 項ただし書，第 137 条の 12 第 6 項若しくは同条第 7 項」に改める。

第 16 条第 5 項中「告示」を「公告」に改める。

第 33 条中「第 138 条第 3 項」を「第 138 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 210 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町 3 番 3 号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 5 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
かごしま県民交流センター施設使用料及び設備使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 211 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 N T T データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 6 年 2 月 5 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
一般旅券発給手数料（クレジットカードを利用して納付するものに限る。）
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 6 年 2 月 5 日から同年 3 月 31 日まで。ただし、指定納付受託に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

鹿児島県告示第 212 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		
訪問介護 Home care いろ葉 レンジャー	いちき串木野市 湊町2655-1	株式会社いろ葉 2nd	いちき串木野市 湊町2655-1	中迎 聡子	令和 5 年 11 月 1 日	訪問介護
大楠苑通所介護 事業所	始良市蒲生町白 男325番地1	社会福祉法人和 生会	始良市蒲生町白 男325番地1	山下 浩一	令和 5 年 11 月 30 日	通所介護
国分外科胃腸科	霧島市国分府中 町13番23号	医療法人サンラ イフ	霧島市国分府中 町13番23号	岩谷 眞宏	令和 5 年 11 月 30 日	短期入所 療養介護
アマミアン・フ ァーム株式会社 奄美営業所	奄美市名瀬浦上 町53-5	アマミアン・フ ァーム株式会社	奄美市名瀬浦上 町53番地5	喜島 慎介	令和 5 年 11 月 30 日	福祉用具 貸与
アマミアン・フ ァーム株式会社 奄美営業所	奄美市名瀬浦上 町53-5	アマミアン・フ ァーム株式会社	奄美市名瀬浦上 町53番地5	喜島 慎介	令和 5 年 11 月 30 日	特定福祉 用具販売
丸田歯科クリニ ック	いちき串木野市 旭町12	丸田 健司			令和 5 年 12 月 31 日	居宅療養 管理指導
有限会社義福	西之表市西之表 7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表 7765番地3	高尾 早苗	令和 5 年 12 月 31 日	福祉用具 貸与
有限会社義福	西之表市西之表 7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表 7765番地3	高尾 早苗	令和 5 年 12 月 31 日	特定福祉 用具販売

鹿 児 島 県 告 示 第 213 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		
はっぴーホーム 大成訪問介護事 業所	指宿市山川成川 5173番地1	医療法人芳和会	南九州市知覧町 塩屋16023番地 1	野井倉洋豪	令和 5 年 10 月 1 日	訪問介護
はっぴーホーム 大成デイサービ スセンター	指宿市山川成川 5173番地4	医療法人芳和会	南九州市知覧町 塩屋16023番地 1	野井倉洋豪	令和 5 年 10 月 1 日	通所介護
訪問看護ステー ションそら	南九州市顛娃町 別府7349番地	合同会社想楽	南九州市顛娃町 別府7349番地	石原 円子	令和 5 年 11 月 1 日	訪問看護
訪問看護ステー ションオリオン	鹿屋市寿七丁目 5-5アシスト ビル203号	株式会社ヴェル テックライン	鹿児島市谷山中 央三丁目4701番 地4Fテナント 101号	福重 秀是	令和 5 年 12 月 1 日	訪問看護
はなみずき訪問 看護ステーショ ン福洋	始良市加治木町 木田4196番地	株式会社福洋	始良市加治木町 木田4195番地	福村 知洋	令和 5 年 12 月 16 日	訪問看護
訪問介護ブルー ム屋久島	熊毛郡屋久島町 一湊231-3	さくら総合事務 所株式会社鹿児島	熊毛郡屋久島町 一湊231-3	細田 佳之	令和 6 年 1 月 1 日	訪問介護

		島支店				
末吉デイサービスセンター	曾於市末吉町二之方3990番地3	株式会社ユニテ	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太郎	令和6年1月1日	通所介護
有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	高尾 早苗	令和6年1月1日	福祉用具貸与
有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	高尾 早苗	令和6年1月1日	特定福祉用具販売
ケアショップmiki	始良市平松4636-4	合同会社三樹	始良市平松4420-2	郡 正樹	令和6年1月15日	福祉用具貸与
ケアショップmiki	始良市平松4636-4	合同会社三樹	始良市平松4420-2	郡 正樹	令和6年1月15日	特定福祉用具販売
島のサポート24	大島郡徳之島町亀津982番地	株式会社Wit h Y o u	大島郡徳之島町亀津982番地	勇 博志	令和6年2月1日	訪問介護
訪問看護ステーションあいがと	霧島市隼人町小田289	特定非営利活動法人あいがと	霧島市隼人町小田289	野村 健造	令和6年2月1日	訪問看護

鹿児島県告示第214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和6年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

施 設		指定介護老人福祉施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
真寿園	肝属郡南大隅町佐多馬籠3466番地3	社会福祉法人望洋会	肝属郡南大隅町佐多馬籠3466番地3	山本 正昭	令和5年8月31日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第215号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和6年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
国分外科胃腸科	霧島市国分府中町13番23号	医療法人サンライフ	霧島市国分府中町13番23号	岩谷 眞宏	令和5年11月30日	介護療養施設サービス
財部中央医院	曾於市財部町南俣11273番地3	徳重 彰則			令和6年2月29日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
国分外科胃腸科	霧島市国分府中町13番23号	医療法人サンライフ	霧島市国分府中町13番23号	岩谷 眞宏	令和 5 年 11 月 30 日	介護予防短期入所療養介護
アマミアン・ファーム株式会社奄美営業所	奄美市名瀬浦上町53-5	アマミアン・ファーム株式会社	奄美市名瀬浦上町53番地5	喜島 慎介	令和 5 年 11 月 30 日	介護予防福祉用具貸与
アマミアン・ファーム株式会社奄美営業所	奄美市名瀬浦上町53-5	アマミアン・ファーム株式会社	奄美市名瀬浦上町53番地5	喜島 慎介	令和 5 年 11 月 30 日	特定介護予防福祉用具販売
有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	高尾 早苗	令和 5 年 12 月 31 日	介護予防福祉用具貸与
有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	高尾 早苗	令和 5 年 12 月 31 日	特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	志布志市志布志町志布志3222番地1	社会福祉法人志布志市社会福祉協議会	志布志市志布志町志布志3222番地1	溝口 敏久	令和 6 年 2 月 14 日	介護予防訪問入浴介護

鹿児島県告示第217号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和6年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションそら	南九州市顛娃町別府7349番地	合同会社想楽	南九州市顛娃町別府7349番地	石原 円子	令和 5 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
訪問看護ステーションオリオン	鹿屋市寿七丁目5-5アシストビル203号	株式会社ヴェルテックライン	鹿児島市谷山中央三丁目4701番地4Fテナント101号	福重 秀是	令和 5 年 12 月 1 日	介護予防訪問看護
はなみずき訪問看護ステーション福洋	始良市加治木町木田4196番地	株式会社福洋	始良市加治木町木田4195番地	福村 知洋	令和 5 年 12 月 16 日	介護予防訪問看護
有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	高尾 早苗	令和 6 年 1 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	有限会社義福	西之表市西之表7765番地3	高尾 早苗	令和 6 年 1 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
ケアショップmiki	始良市平松4636-4	合同会社三樹	始良市平松4420-2	郡 正樹	令和 6 年 1 月 15 日	介護予防福祉用具貸与

ケアショップm i k i	始良市平松4636 - 4	合同会社三樹	始良市平松4420 - 2	郡 正樹	令和 6 年 1 月 15 日	特定介護 予防福祉 用具販売
訪問看護ステー ションあいごと	霧島市隼人町小 田289	特定非営利活動 法人あいごと	霧島市隼人町小 田289	野村 健造	令和 6 年 2 月 1 日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第218号

大島郡瀬戸内町大字古仁屋229番地 5 関秀利及び大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江 7 番地 17 町元二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 瀬戸内町区域（瀬戸内漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として旗流し漁業を営む漁業

鹿児島県告示第219号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1261号	令和12年2月8日	化成肥料	シゼン有機入りM II	窒素全量 3.0 りん酸全量 6.0 内く溶性りん酸 3.5 加里全量 4.0 内く溶性加里 3.5 内水溶性加里 2.5 く溶性苦土 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社シゼン	曾於市財部町下財部1611番地2

鹿児島県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有明町上水流土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹ノ内 浩 志布志市有明町野井倉7982番地7

鹿児島県告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手育成対策）（農業用排水施設整備及び区画整理）第三那間地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 3 月 25 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場耕地課

鹿児島県告示第 222 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手育成対策）（旧：水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型））（農業用排水施設整備及び区画整理）知名南西部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 3 月 25 日から同年 4 月 19 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第 223 号

土地改良事業県営ため池整備，用排水施設整備（用排水施設），用排水施設整備（土砂崩壊防止），農地保全整備（暗渠排水）（農業用排水施設整備及び暗渠排水）いちき串木野地区の工事は，令和 5 年 9 月 8 日に完了した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 224 号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備，区画整理及び農用地保全）鈴岳地区第 1 換地区の工事は，令和 5 年 9 月 1 日に完了した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 225 号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備，区画整理及び農用地保全）鈴岳地区第 2 換地区の工事は，令和 5 年 9 月 1 日に完了した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 226 号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備，区画整理及び農用地保全）鈴岳地区第 3 換地区の工事は，令和 5 年 9 月 1 日に完了した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第227号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備，区画整理及び農用地保全）鈴岳地区第4換地区の工事は，令和5年9月1日に完了した。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第228号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から令和5年3月31日鹿児島県告示第308号で告示した基本測量の実施は，令和6年2月28日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第229号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から令和5年9月8日鹿児島県告示第682号で告示した公共測量の実施は，令和6年2月29日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，薩摩川内市長から令和5年9月22日鹿児島県告示第719号で告示した公共測量の実施は，令和6年2月22日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，伊佐市長から令和5年9月19日鹿児島県告示第711号で告示した公共測量の実施は，令和6年3月4日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第232号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大島支庁沖永良部事務所長から令和5年10月3日鹿児島県告示第745号で告示した公共測量の実施は，令和6年1月24日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第233号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大島支庁沖永良部事務所長から令和5年10月3日鹿児島県告示第747号で告示した公共測量の実施は，令和6年2月8日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第234号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大島支庁沖永良部事務所長から令和5年10月3日鹿児島県告示第746号で告示した公共測量の実施は、令和6年2月19日終了した旨の通知があった。

令和6年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年3月22日

北薩地域振興局長 北藪育子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターいづみ園	出水市平和町95番地	社会福祉法人出水福祉会	出水市平和町95番地	宮下 明雄	令和6年3月1日	就労移行支援

熊毛支庁告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和6年3月22日

熊毛支庁長 籠原剛

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型作業所えいぜっと	熊毛郡中種子町野間5070-1	株式会社エイゼット	東京都国分寺市本町四丁目12番22号	外藪 輝美	令和5年10月1日	就労継続支援B型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市田海町字観音平1750番1，1750番2，1750番4及び1750番28並びに中郷町字尾敷平6627番1及び6627番1地先市道の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
京都市南区久世上久世町352番地の1
しみず運送株式会社
代表取締役 清水忍之

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 5 年 12 月 22 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 43 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26, 259	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	264, 118	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	149, 151
	鹿屋市・垂水市区	30, 778
	枕崎市区	5, 494
	阿久根市・出水郡区	8, 002
	出水市区	14, 183
	指宿市区	10, 714
	西之表市・熊毛郡区	10, 891
	薩摩川内市区	25, 372
	日置市区	12, 963
	曾於市区	9, 372
	霧島市・始良郡区	36, 444
	いちき串木野市区	7, 424
	南さつま市区	8, 962
	志布志市・曾於郡区	11, 394
	奄美市区	13, 079
	南九州市区	9, 107
	伊佐市区	6, 686
始良市区	21, 337	
薩摩郡区	5, 416	
肝属郡区	9, 399	
大島郡区	15, 670	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	264, 118	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		

える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

人事委員会公告

鹿児島県職員採用試験公告

令和 6 年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象・短大卒業程度・高校卒業程度）を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容	
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	行政	知事部局における事務	
	U I ター ン 枠	農業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜産	
		農業土木	
		林業	
		水産	
		土木	
		建築	
県職員採用試験（短大卒業程度）	一般事務	知事部局における事務	
	教育事務	市町村立小・中学校又は教育委員会等における事務	
	土木	知事部局における専門的業務	
県職員採用試験（高校卒業程度）	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務	
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務	
	農業土木	知事部局におけるそれぞれの専門的業務	
	林業		
	土木		
建築			

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受験資格
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	次の全ての要件を満たす者 ア 行政については、昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 イ U I ターン枠については、昭和40年4月2日以降に生まれた者 ウ 保健師については、保健師の免許取得者又は令和7年3月31日までに 行われる国家試験により取得見込みの者 エ 各試験区分において、次に掲げる職務経験を5年以上有する者 (ウ) 行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務

	経 験 (イ) U I ターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職務経験
県職員採用試験 (短大卒業程度)	平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者
県職員採用試験 (高校卒業程度)	平成 15 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者 (保健師を除く。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外)

カ 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) の試験区分「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者 (任期の定めのある職員は除く。)

キ 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) の試験区分「U I ターン枠」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者 (公的機関において任期の定めのある職員は除く。)

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第 1 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) (注 1)	令和 6 年 8 月 11 日 (日)	鹿児島市 東京都	行政	S P I 3 (基礎能力試験), 経験論文試験 (注 2)	令和 6 年 9 月 6 日 (金)
			U I ターン枠	S P I 3 (基礎能力試験), 専門試験	
県職員採用試験 (短大卒業程度)	令和 6 年 9 月 29 日 (日)	鹿児島市	教養試験, 専門試験, エントリーシート (提出書類) (注 3)		令和 6 年 10 月 8 日 (火)
県職員採用試験 (高校卒業程度)			教養試験, 専門試験 (注 4), エントリーシート (提出書類) (注 3)		

(注 1) 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象) は、受験申込時にアピールシートを提出する。アピールシートは、第 2 次試験の面接試験の参考とする。

(注 2) 経験論文試験の内容は、第 2 次試験の面接試験の参考とする。

(注 3) エントリーシートは、第 2 次試験の面接試験において使用する。

(注 4) 専門試験は、農業土木、林業、土木及び建築で実施する。

(2) 第 2 次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対	令和 6 年 9 月中旬から 10 月中旬		面接試験, 適性検査	令和 6 年 10 月下旬

象)				
県職員採用 試験 (短大 卒業程度)	令和 6 年 10 月 下旬から 11 月 中旬	鹿児島市	論文試験 (注 1), 専門試験 (注 2), 面接試験, 適性検 査	令和 6 年 11 月 下旬
県職員採用 試験 (高校 卒業程度)			作文試験, 面接試験, 適性検 査	

(注 1) 論文試験は, 一般事務及び教育事務で実施する。

(注 2) 専門試験は, 土木で実施する。

4 受験申込手続等

(1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象)	県職員採用試験 (短大卒業程度)	県職員採用試験 (高校卒業程度)
申込受付期間	令和 6 年 6 月 3 日 (月) 午前 8 時 30 分から 7 月 2 日 (火) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申 請共同運営システムのサーバー に到達したもの。	令和 6 年 8 月 1 日 (木) 午前 8 時 30 分 から同月 23 日 (金) 午後 5 時 15 分まで に鹿児島県電子申請共同運営システ ムのサーバーに到達したもの。	
受験申込方法	e (いー) 申請 (鹿児島県電子申請共同運営システム) において, 必要 な事項を入力し, 申し込むこと。		

(2) 同一日に行われる試験の受験申込みは, 一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は, 試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は, 名簿確定の日から原則として 1 年間である。

6 給与

(1) 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象)

給与は, 鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば, 例えば, 採用時の年齢が 30 歳で, 大学卒業後民間企業等における職務経験が 8 年の場合, 給料月額 250,000 円程度が支給される。このほか, 通勤手当, 住居手当, 超過勤務手当, 期末手当, 勤勉手当等が, それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

(2) 県職員採用試験 (短大卒業程度及び高校卒業程度)

給与は, 鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば, 行政職給料表では, 基準となる給料月額下表のとおりとなり, 職務経歴等のある場合には, この額に一定の基準で加算されることがある。このほか, 通勤手当, 住居手当, 超過勤務手当, 期末手当, 勤勉手当等が, それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

短大卒業程度	179,600円
高校卒業程度	167,100円

7 その他

各試験の詳細については, 別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 県庁 (行政庁舎) 12 階

電話 (直通) 099-286-3893, 099-286-3894

鹿児島県企業管理規程第 1 号

鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程の一部を改正する規程
鹿児島県工業用水道部職員の賠償責任の範囲を定める規程（昭和 45 年鹿児島県企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

令和 5 年 3 月 31 日付け鹿児島県公報第 400 号の 14 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	誤	正
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 伴走支援 型借換支 援 資 金 （融資対 象が鹿児 島県 S D G s 登録 事業者で あるもの に限る。） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 伴走支援 型借換支 援 資 金 （融資対 象の(2)に 限る。） （融資対 象が鹿児 島県 S D G s 登録 事業者で あるもの に限る。） </div>